

29年第3回定例会提出議案

■ 9月8日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（生活保護法第78条に基づく費用徴収金請求に伴う訴えの提起について）	1 生活保護法第78条に基づく不実の申請により支弁した保護費に係る費用徴収金について、再三の催告にもかかわらず、相手側の返納の意思が見受けられないことから、平成29年8月21日に成立する予定の当該費用徴収金の請求に係る時効を中断し、債権を保全するため、訴えの提起をするもの 2 専決日 平成29年8月4日	民生常任委員会	承認
議案第48号	平成28年度門真市水道事業剰余金の処分について	平成28年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に530,000千円をそれぞれ積み立て、自己資本金への組入として303,981,415円を組み入れるもの	決算特別委員会	継続審査
議案第49号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定に基づき、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めるもの 1 区域 門真市大字北島の一部地域 2 方式 街区方式	総務建設常任委員会	可決
議案第50号	（仮称）門真市立南認定こども園整備工事請負契約の一部変更について	平成29年門真市議会第1回定例会において議決を得た本契約の一部を変更するもの 変更内容 契約金額を「638,156,880円」から「647,070,120円」に変更するもの	総務建設常任委員会	可決
議案第51号	門真市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	1 要旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、門真市立幼保連携型認定こども園を設置するにつき、必要な事項を定めるもの 2 施行関係等 (1) 施行日 平成30年4月1日 (2) 本条例の改正に伴い、次に掲げる条例を一部改正するもの ① 門真市立幼稚園条例 ② 門真市立保育所条例	文教こども常任委員会	修正案否決、原案可決（附帯決議を付す）
議案第52号	門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 要旨 大阪府の福祉医療制度の再構築による乳幼児医療費助成制度の変更に伴い、助成対象医療費に訪問看護療養費を加える等とともに、所要の改正等を行うもの 2 施行日 平成30年4月1日	文教こども常任委員会	可決
議案第53号	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 要旨 大阪府の福祉医療制度の再構築によるひとり親家庭医療費助成制度の変更に伴い、助成対象医療費に訪問看護療養費を加える等とともに、所要の改正等を行うもの 2 施行日 平成30年4月1日	文教こども常任委員会	可決

議案第54号	門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨 大阪府の福祉医療制度の再構築による障害者医療費助成制度の変更及び老人医療費助成制度との統合に伴い、助成対象者の拡充等を行うとともに、所要の改正等を行うもの</p> <p>2 施行関係等 (1) 施行日 平成30年4月1日 (2) 本条例の一部改正に伴い、次に掲げる条例を①にあつては廃止し、②にあつては一部改正するもの ① 門真市老人医療費の助成に関する条例 ② 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	民生常任委員会	可決																																														
議案第55号	平成29年度門真市一般会計補正予算（第3号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,664千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,036,149千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <table border="0" data-bbox="667 837 1246 1099"> <tr><td>国庫支出金・国庫負担金</td><td>2,548千円</td></tr> <tr><td>国庫支出金・国庫補助金</td><td>△63,289千円</td></tr> <tr><td>府支出金・府補助金</td><td>1,041千円</td></tr> <tr><td>繰入金・基金繰入金</td><td>166,889千円</td></tr> <tr><td>諸収入・雑入</td><td>29,246千円</td></tr> <tr><td>市債・市債</td><td>59,300千円</td></tr> <tr><td>繰越金・繰越金</td><td>7,929千円</td></tr> </table> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <table border="0" data-bbox="667 1144 1246 1592"> <tr><td>総務費・総務管理費</td><td>4,037千円</td></tr> <tr><td>総務費・徴税費</td><td>18,000千円</td></tr> <tr><td>総務費・戸籍住民基本台帳費</td><td>172千円</td></tr> <tr><td>民生費・社会福祉費</td><td>62,942千円</td></tr> <tr><td>民生費・生活保護費</td><td>101,892千円</td></tr> <tr><td>土木費・道路橋りょう費</td><td>98千円</td></tr> <tr><td>土木費・都市計画費</td><td>6,695千円</td></tr> <tr><td>土木費・災害救助費</td><td>1,321千円</td></tr> <tr><td>消防費・消防費</td><td>5,404千円</td></tr> <tr><td>教育費・教育総務費</td><td>△660千円</td></tr> <tr><td>教育費・幼稚園費</td><td>2,916千円</td></tr> <tr><td>予備費・予備費</td><td>847千円</td></tr> </table> <p>2 地方債の補正 変更分</p> <table border="0" data-bbox="699 1715 1150 1901"> <tr><td>目的</td><td>道路等整備</td></tr> <tr><td>限度額</td><td>148,700千円→ 205,100千円</td></tr> <tr><td>目的</td><td>消防施設整備</td></tr> <tr><td>限度額</td><td>59,300千円→ 62,200千円</td></tr> </table>	国庫支出金・国庫負担金	2,548千円	国庫支出金・国庫補助金	△63,289千円	府支出金・府補助金	1,041千円	繰入金・基金繰入金	166,889千円	諸収入・雑入	29,246千円	市債・市債	59,300千円	繰越金・繰越金	7,929千円	総務費・総務管理費	4,037千円	総務費・徴税費	18,000千円	総務費・戸籍住民基本台帳費	172千円	民生費・社会福祉費	62,942千円	民生費・生活保護費	101,892千円	土木費・道路橋りょう費	98千円	土木費・都市計画費	6,695千円	土木費・災害救助費	1,321千円	消防費・消防費	5,404千円	教育費・教育総務費	△660千円	教育費・幼稚園費	2,916千円	予備費・予備費	847千円	目的	道路等整備	限度額	148,700千円→ 205,100千円	目的	消防施設整備	限度額	59,300千円→ 62,200千円	総務建設常任委員会 民生常任委員会 文教子ども常任委員会	可決
国庫支出金・国庫負担金	2,548千円																																																	
国庫支出金・国庫補助金	△63,289千円																																																	
府支出金・府補助金	1,041千円																																																	
繰入金・基金繰入金	166,889千円																																																	
諸収入・雑入	29,246千円																																																	
市債・市債	59,300千円																																																	
繰越金・繰越金	7,929千円																																																	
総務費・総務管理費	4,037千円																																																	
総務費・徴税費	18,000千円																																																	
総務費・戸籍住民基本台帳費	172千円																																																	
民生費・社会福祉費	62,942千円																																																	
民生費・生活保護費	101,892千円																																																	
土木費・道路橋りょう費	98千円																																																	
土木費・都市計画費	6,695千円																																																	
土木費・災害救助費	1,321千円																																																	
消防費・消防費	5,404千円																																																	
教育費・教育総務費	△660千円																																																	
教育費・幼稚園費	2,916千円																																																	
予備費・予備費	847千円																																																	
目的	道路等整備																																																	
限度額	148,700千円→ 205,100千円																																																	
目的	消防施設整備																																																	
限度額	59,300千円→ 62,200千円																																																	
議案第56号	平成29年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,480千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,832,211千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p>	民生常任委員会	可決																																														

		(1) 歳入（歳入補正の内容） 諸収入・雑入 △11,480千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 繰上充用金・繰上充用金 △11,480千円		
議案第57号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	北岡 慎太郎委員の任期満了（平成29年12月13日）に伴うもの	—	同意
議案第58号	教育委員会委員の任命について	長澤 信之委員の任期満了（平成29年9月30日）に伴うもの	—	同意
認定第1号	平成28年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外5会計	決算特別委員会	継続審査
認定第2号	平成28年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	継続審査

■ 9月22日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議員提出 議案第7号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 岡本 宗城 池田 治子 武田 朋久 福田 英彦 大倉 基文	<p>受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。</p> <p>厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5000人と推計している。</p> <p>たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。</p> <p>よって政府においては、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための規制を図るため、下記の事項を踏まえた健康増進法の早急な改正を強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。</p> <p>2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。</p> <p>3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。 また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。</p> <p>4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入</p>	—	可決

		<p>れて規制を検討すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成29年 月 日 門真市議会 厚生労働大臣 宛て</p>		
議員提出 議案第8号	<p>小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 岡本 宗城 池田 治子 武田 朋久 大倉 基文</p>	<p>インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI（人工知能）の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。</p> <p>新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。</p> <p>2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。</p> <p>一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童・生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能はおのずと高いものとならざるを得ない。このことから近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。</p> <p>従来、小・中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実情である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。</p> <p>また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体（千葉県柏市など）において先行して実施されているものとの整合性など、既に幾つかの課題が散見される。</p> <p>よって政府においては、下記の3点について措置を講じられるよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。 2 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正する</p>	—	可決

		<p>ために必要な財政措置を行うこと。</p> <p>3 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成29年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 文部科学大臣 各宛て 経済産業大臣</p>		
--	--	--	--	--